

令和 8 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 8 年 6 月 5 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 8 年 6 月 10 日 (水) 10 時 00 分
散 会	令和 8 年 6 月 10 日 (水) 10 時 41 分
出席議員	議長 石 丸 時次郎 1 番 平 田 英 司 2 番 原 田 邦 男 3 番 池 松 和 彦 4 番 原 口 博 文 5 番 原 田 宏 6 番 木 村 和 彦 7 番 石 橋 里 美 8 番 柳 雅 明 9 番 山 本 一 洋 10 番 奥 村 忠 義 11 番 山 本 久 矢 12 番 河 内 直 子 13 番 寺 原 裕 明
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 岩 下 定 徳 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 村 山 弥 生 企 画 課 長 谷 口 謙 司 大 刀 洗 畠 中 康 江 財 政 課 長 宮 崎 宣 匡 DX推進課長 塩 田 秀 樹 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 出 納 室 長 橋 本 照 美 住 民 課 長 八 尋 福 由 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩 一 郎 健 康 課 長 尾 畑 正 行 環 境 防 災 課 長 行 武 一 洋 建 設 課 長 岡 部 裕 行 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 小 川 光 代 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 福 祉 課 長 稲 葉 佳 奈 こ ど も 課 長 橋 本 寿 江 教 育 課 長 橋 本 豊 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局 議会事務局 坂 田 康 仁 ム 野 明 子

会 議 録

令和8年第2回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和8年6月10日(水)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 12番 河内直子議員
河内議員	体調不良のため、自席に着席した状態での発言を許可願います。
議 長	自席に着席した状態での発言を許可します。 河内議員
河内議員	通告に従い、順次質問します。 今回は、学校校舎外側の喫煙場所についてと役場の機構改革について、2点お尋ねします。 まず、学校校舎敷地外での喫煙についてお尋ねをいたします。 校舎敷地外での喫煙は、通用門の近くで多く見受けられています。多くの子どもたちが通る場所での喫煙は、子どもたちの健康を守る上でも改めるべきではないかと考えます。 学校敷地内は禁煙となっているため、多くの愛煙家の方々は、学校を一步出たところで喫煙をされています。しかし、そこはまた多くの子どもたちの通るところでもあります。 たばこの煙の害悪については、肺がん、心筋梗塞、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めると言われています。また、肺気腫など慢性閉塞性肺疾患になり、呼吸困難となる危険性を高めるとも言われています。また、歯周病になる危険性も高めると言われています。 愛煙家の方々と話し合い、喫煙場所をほかのところにできないか相談していただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。 たばこ税の収入も2億円あります。それも大いに活用していただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 学校敷地内での喫煙防止の主な根拠は、令和元年7月から適用されている改正健康増進法によるもので、学校は健康増進法による第一種施設に分類されています。受動喫煙防止への特段の配慮が必要な施設ということになります。 本町においても、小中学校の敷地内においては禁煙としており、喫煙場所の設置は行っていないです。このため、喫煙される場合は学校敷地の外となりますので、通用門の外付近で喫煙されている光景を目にするところです。 教育委員会としましては、学校敷地外の喫煙を禁止することはできませんが、通用門付近での喫煙は児童生徒等の健康に影響を与えるため、喫煙する場合には時間と場所を考慮し、他者に影響を与えることがないよう配慮することを啓発したいと考えております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	たばこの煙は、子どもたちの健康にも悪影響を及ぼします。最善の努力をお願いし、次に進みます。

	次に、役場の機構改革についてお尋ねをします。 役場の機構改革については、令和2年第4回定例会でも取上げてきました。 当時の課長答弁では、社会経済情勢の急激な変化に伴い、住民の行政ニーズは増大・多様化する一方、厳しい行財政状況の中、行政のスリム化・効率化が求められ、現在の組織体制が社会情勢、住民ニーズに即しているとは言い難い状況であることは承知しており、組織全体の組織改革について現在検討を始めているところという答弁でした。 3年を優に過ぎた現在、改革はどこまで進んだのかお尋ねをします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 機構改革については、先ほど以外にも、河内議員が令和5年9月の定例議会において、進捗状況と進まない原因と課題について質問されておりますが、今回はその後の進捗状況についてお答えしたいと思います。 前回の回答内容と重なりますが、組織機構改革を考えるにあたっては、住民サービスの向上、効率的な事務処理遂行及び職場環境改善向上などに向けた組織機構改革を検討しており、このことを念頭に、健康福祉関連部門を本庁に集約することを含め配置などを検討しながら、現在、本庁配置の部署、そのほかの部署についても、住民サービスの機能を低下させないような配置を同時に考えなくてはならないと考えております。 既存の公共施設でのスペースは限られておりますので、これまでその課題への対応策を検討してまいりました。対応策として、執務室確保のため、新たな行政棟の建設や既存施設の改修及び行政棟以外の公共施設の活用など、様々な手法を検討しております。 そのうち本庁舎の改修については、当初予算において設計委託料462万円を計上し、その内容について協議を進めているところです。冒頭に申し上げた考え方を念頭に、少しずつではありますが、組織機構改革の準備を進めておりますが、今後、総合支所や保育所など様々な公共施設の老朽化への対応もあり、財政面を含め多くの課題を抱えているところです。 今後も課題解決に向けた協議や準備をしながら、組織機構改革を進めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	前回も申し上げましたが、高齢の重度障がい者の方が年1回の更新の際、自立支援は福祉課、障害者医療証は健康課でしか手続ができません。どうして1か所で手続ができないのか、重度障がい者の方、また、その家族の思いには切実な思いがあるのではないのでしょうか。 今回、課長に福祉・健康一本化のようなお話をいただきましたけれども、ぜひ実現をしていただきたいと考えています。 町政を進める上で、常に話し合う必要がある三役——町長、副町長、教育長が同じ屋根の下にいないというのもどうなのでしょう。大局的に見て、住民サービス向上のために、どのような課の配置がいいのか熟考していただき、町長に大胆な英断をしていただきたいと思いますと思いますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 近年、私どもの町を挟む朝倉市・筑紫野市は、立派な庁舎が建設されております。私も努めて施設の配置、各課の配置等々を参考にさせていただいておりますし、

	やはり５０年前の配置と考え方が変わったんだなということを実感しているところ であります。主に、やっぱり住民の方々が頻繁に出入りされるところは、１階の平 のところに大きく配置されて連携がしやすくなっていると。これが理想だなと様々 に思うわけでもございます。 しかしながら、うちの財政事情、また、この庁舎の建築年度等々からしまして、 まだまだ使える施設でもございますので活用していくべきだろうと。でありますか ら、そういった両施設等々を参考にしながら、そして、住民の方々の意向を尊重し ながら、リニューアルの計画をしていきたいと考えております。近々実行いたしま す。 よろしくをお願いします。
議 長	河内議員
河内議員	町長は、前回も次の４月から取り組みますという答弁をいただきました。近々実 行しますをぜひ実行していただきたいと思います。 弱者の立場に立った町政運営。弱者に優しい運営は、ほかの人々にとっても優し いものとなります。弱者に優しい住民サービス向上を進めていただくことをお願い し、大変短いのですが、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 １０時２０分から再開します。 （１０：１１）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 （１０：２０）
議 長	２番 原田邦男議員
原田邦男議員	お疲れさまです。 最後の質問です。通告に従い、順次質問します。 １点目は、老朽化した町営住宅の今後の方向性についてです。 本町には、耐用年数を大幅に超過した町営住宅が多数存在しているようです。そ のほとんどが耐用年数を１６年以上超過し、中には２０年を超えているものもある ようです。 そこで、まず実態についてお聞きします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 公営住宅施行令第１３条第１項において、公営住宅の耐用年限は、耐火構造の住 宅が７０年、準耐火構造の住宅が４５年、木造の住宅が３０年と定められておりま す。 令和８年３月末現在、本町の町営住宅のうち、この耐用年限を経過している住宅 は、合計で１０団地７６戸となっております。このうち、現在入居中の住宅は１０ 団地３９戸であり、最も耐用年限を超過している住宅では２７年を経過している状 況でございます。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	ご承知のとおり、建築基準法は、建物が安全で衛生的であることを確保するため、 敷地、構造、設備、用途の最低基準を定めた法律です。住民の生命・健康・財産を 保護し、公共の福祉を増進することを目的としており、建物を建てる際に遵守が義

	務づけられています。 本町の老朽化した町営住宅も、建設当時はその目的を満たしていたのですが、築50年を迎えようとしている現状はどのように捉え、どのような対策を考えられるかお聞きします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員のご指摘どおり、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めることにより、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としているものと認識をしております。 一方で、本町の町営住宅におきましては、耐用年限を経過した住宅が存在しており、建物や設備の老朽化が進行している状況にあります。現時点において、直ちに居住の安全性に重大な支障が生じているものではありませんが、老朽化した住宅につきましては、設備の故障や維持補修費の増加など維持管理上の問題が生じているところです。 このため、本町といたしましては、日常的な点検及び必要な修繕を実施しながら、安全性及び居住性の確保に努めているところであり、今後につきましても、建物の老朽化の状況、維持管理面、入居状況及び町の財政状況等を総合的に勘案しながら、用途廃止や集約化等を含め、町営住宅の在り方について検討してまいりたいと考えております。 また、老朽化が進行している住宅につきましては、近年、入居者募集の停止と併せ、入居者の方々に対し、ほかの団地への住み替えについて粘り強く丁寧な説明及び協議を行ってきた結果、徐々に移転が進むなど、一定の成果も現れ始めているところです。 今後におきましても、入居者の方々の生活への影響にも十分配慮しながら、丁寧な説明及び対応に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	筑前町営住宅管理条例第37条に、町長は、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする町営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとするがあります。 入居者の安全を第一に考えれば、建て替えも検討すべきと思いますが、町の見解をお聞きします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町営住宅管理条例第37条は、公営住宅法第38条第1項に基づき、町営住宅建替事業の施行に伴い、必要がある場合は、入居者に対し期限を定めて明渡しを請求することができる旨を規定しているものです。本町におきましても、耐用年限を経過した住宅が存在していることから、老朽化対策は重要な課題であると認識をしております。 一方で、町営住宅の建て替えにつきましては、多額の事業費を要するほか、建て替え用地の確保、入居者の移転対応、将来的な管理戸数の在り方など、様々な課題について総合的に検討する必要があります。 このため、現時点において具体的な建替事業を決定しているものではありませんが、今後の人口動向、入居状況、建物の老朽化の状況、そして町の財政状況等を踏まえながら、用途廃止や集約化も含め、町営住宅の今後の在り方について検討して

	まいりたいと考えております。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	よろしくお願いいたします。 聞くところによりますと、町はこれまで幾度となく話し合いを試みてきたのですが、入居者の意思が固く、今日に至っているようです。確かに入居者の意思は尊重しなければなりません、老朽化した町営住宅に住み続ける危険性も日に日に高まる一方です。早急な対策を講じられますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。 2点目は、農業者支援についてです。 筑前町の基幹産業は農業ですが、その現状は、昨今の中東情勢の緊迫などを受け、生産資材などの高騰・供給不安が生じています。以前、肥料価格高騰対策事業などに取り組まれたことがありましたが、現在、町独自の一部助成は考えているのかお聞きします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 現在の中東情勢の緊迫化に伴う資材・燃油価格の高騰が、本町の基幹産業である農業経営に極めて深刻な打撃を与えていることは十分認識しており、現場の切実な声を重く受け止めているところでございます。 しかしながら、町独自の直接的な財政支援につきましては、限られた財源の中で、現時点での実施には至っておりません。 まずは、既存の農業者支援事業でございます、散布した堆肥の購入費用に対し助成を行う園芸土づくり助成事業や、農業生産により生じた廃棄プラスチックの処理にかかる費用を助成する農業用廃プラスチック処理助成事業をご活用いただければと考えております。 今後の中東情勢の動向は極めて不透明であり、燃料や資材高騰がさらに長期化・深刻化する可能性も否定できません。引き続き農家の皆様の経営状況を注視し、国や県の支援を含めた対策を検討してまいります。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	農業者支援には、国や県の補助事業もありますが、認定農業者など一定規模の農業者に集中していて、小規模農家には該当しません。小規模農家を支援することで、農村の景観、耕作放棄を防ぐ面からも重要であると考えていますが、見解をお聞きします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 本町の農業を支える基盤の多くは、家族経営のような小規模農家の皆様であり、耕作されている農地は、農作物を生産するだけでなく、水田の湛水機能や自然豊かな景観の維持など多面的な役割を担っていただいております。 一方で、国や県の主要な補助事業は、耕作面積や売上規模などに一定の申請要件が設けられており、小規模農家が補助事業に取り組むには、これらの要件が高いハードルとなり、直接的な支援が少ない状況でございます。 町独自の支援としましては、先ほど述べた内容と重複いたしますが、園芸土づくり助成事業や農業用廃プラスチック処理助成事業、また、水田農業推進協議会が実施しているオペレーター育成助成は、町内の農業者であれば申請可能となっております。ぜひご活用いただければと考えております。

	先ほど申し上げましたとおり、小規模農家の皆様は、地域農業と地域コミュニティを守ってくださる言わば地域の守り手でございます。将来にわたり、意欲を持って農業が続けられるよう、今後も支援策については、近隣の自治体や国、県の動向を注視しながら、町の農業振興につながるよう取り組みたいと考えております。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	現在、筑前町の農業従事者の平均年齢は61.8歳と高く、60歳以上が全体の過半数を占めており、高齢世代が農業の主役となっている現在、担い手の減少と高齢化が深刻な課題となっています。農業を次世代につなぐため、町の今後の支援・対策はどのようなものかお聞きます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 本町の農業は、食料の安定供給のみならず、良好な景観の維持や保全など多面的な機能を有する基幹産業であると認識しております。 しかしながら、全国の傾向と同様に、本町においても、農業従事者の高齢化とそれに伴う担い手の減少は深刻かつ喫緊の課題であると感じております。 町としましては、これらの課題に対応するため、国や県と連携し、主に次の3点を中心に対策しております。 まず1点目は、新規就農者の確保・育成です。 お盆などの帰省時期に合わせて、新規就農相談会を年に2回開催し、関係機関と連携し、新規就農希望者への面談を行っております。面談会以外でも、就農希望者がいれば、希望品目、就農時期などの聞き取りを随時行い、面談や就農までのサポートを行っております。 また、就農した農業者には、国、県の事業を活用しながら、就農直後の収入が安定しない期間における資金面の支援や、機械・施設の導入に対する支援を行うとともに、朝倉普及指導センターやJA朝倉と一緒に、新規就農者の生産現場を訪問して技術支援を行い、農業者育成に努めております。 2点目は、スマート農業の推進です。 高齢化による労働力低下や担い手不足を解消するには、いかに作業の効率化を図るかが鍵だと考えております。町では、令和6年度に本庁舎屋上にRTK基準局を整備し、令和7年度から本格的に運用を行いました。町が基準局を整備する以前は、自動操舵のトラクターや防除用ドローンを使用する農業者がそれぞれに基準局を準備する必要がございましたが、町がRTK基準局を設置したことにより、令和7年度は、自動操舵やドローンなどスマート農業に関する機械の補助申請が大幅に増加し、町内に多くの機械が導入されております。今後もスマート農業の普及を積極的に推進していきます。 3点目は、担い手の農地への集積です。 農業委員会が窓口となり、高齢化により離農や維持が困難となった農地を農地中間管理機構を介して、農地利用への調整、売買のあっせんを行い、認定農業者や新規就農者などの意欲ある農業者へ集積しております。それにより耕作放棄地の発生を未然に防止し、持続的に営農できる環境づくりに努めているところでございます。 議員ご指摘の課題につきましては、農業を守るための重要な視点であると受け止めております。担い手の確保やスマート農業の導入など地域の特性に応じた支援策を、国、県など関係機関と連携しながら、その具体化に向けて検討してまいります。 以上でございます。
議 長	原田議員

原田邦男議員	ありがとうございます。 お願いしておきます。 急増する農作物の鳥獣被害の対策についてお聞きます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えします。 丹精込めて育てられたお米や野菜、果樹などが野生鳥獣に一瞬にして荒らされる農作物の被害は、農家の皆様の営農意欲を著しく減退させる深刻な事態であると強く認識しております。本町の基幹産業である農業を守るためにも、農作物の鳥獣被害の軽減は重要な課題と捉えております。 鳥獣による農作物の被害状況調査から、過去3年間の鳥獣による被害を確認したところ、令和5年度で約4万8,000キロ、令和6年度で約6万6,000キロ、令和7年度で約9万3,000キロと、被害量は年々増加しており、極めて深刻な状況であると認識しております。 町では、筑前町鳥獣被害対策実施隊が主体となって、イノシシや鹿といった有害鳥獣の駆除を実施しております。 昨日の奥村議員、柳議員の一般質問でもありましたように、近年、アライグマによる被害も拡大しております。昨日もお答えしましたように、アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行っており、必要な講習や説明を受けた方には、筑前町有害鳥獣駆除対策協議会が所有している捕獲箱を貸し出すことも行っております。 有害鳥獣の捕獲に対するインセンティブとなるよう、今年度から、イノシシ、鹿、アライグマ、アナグマの捕獲に対し、筑前町鳥獣被害対策実施隊へ報償金を支払う制度を実施いたします。このことが、さらなる捕獲体制の強化につながることを期待するところでございます。今後も被害減少に向けた取り組みを粘り強く推進してまいります。 以上でございます。
議 長	原田議員
原田邦男議員	ありがとうございます。 以上で質問を終わらせていただきます。
議 長	これで、原田邦男議員の一般質問を終わります。 これにて一般質問を終結します。
散 会	
議 長	これで、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 (1 0 : 4 1)